

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【事業年度】	第15期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社ジモティー
【英訳名】	Jimoty, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 貴博
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目2番10号
【電話番号】	03-6630-2450
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 堀 直之
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目2番10号
【電話番号】	03-6630-2450
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 堀 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	1,711,023	1,802,027	1,751,577	1,774,017	1,932,044
経常利益 (千円)	373,273	481,097	519,043	564,091	555,601
当期純利益 (千円)	363,485	406,807	433,446	471,599	472,234
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	308,657	308,657	308,657	308,657	308,657
発行済株式総数 (千株)	5,996	5,996	4,985	4,985	9,970
純資産額 (千円)	971,152	1,090,751	987,478	1,340,563	1,694,086
総資産額 (千円)	1,574,730	1,544,748	1,493,192	1,720,187	2,450,577
1株当たり純資産額 (円)	89.56	103.37	98.96	135.29	173.29
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	32.63	37.62	42.37	47.74	47.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	31.73	37.20	41.92	47.55	—
自己資本比率 (%)	61.61	70.55	66.08	77.90	69.13
自己資本利益率 (%)	30.71	39.49	41.75	40.54	31.13
株価収益率 (倍)	41.89	26.02	20.63	14.50	18.99
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	353,071	292,870	595,427	396,450	521,666
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△27,480	△4,881	△175	△33,531	△135,922
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△541,191	△347,955	△598,892	△180,579	165,968
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,183,770	1,123,803	1,120,162	1,302,500	1,854,213
従業員数 (人)	44	50	49	48	54
(外、平均臨時雇用者数)	(51)	(80)	(90)	(99)	(160)
株主総利回り (%)	98.7	70.7	63.1	50.0	65.5
(比較指標：配当無しTOPIX) (%)	(110.4)	(104.8)	(132.0)	(154.3)	(189.4)
最高株価 (円)	5,300	3,350	2,097	1,622	1,740 (2,549)
最低株価 (円)	1,753	1,294	1,451	1,051	864 (1,140)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向は配当を実施していないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロースにおけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、第15期の株価については、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第12期の期首から適用しており、第12期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 株主総利回り及び比較指標は、第10期末（2020年12月31日）の終値を100として各事業年度末の値を指数化しております。
8. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
2011年 2月	東京都渋谷区において株式会社ジモティー設立
2011年 11月	「ジモティー」のブラウザ向けのサービス提供を開始
2012年 9月	「ジモティー」のAndroid用アプリの提供を開始
2012年 12月	「ジモティー」のiOS用アプリの提供を開始
2013年 5月	本社を東京都渋谷区 同区内での移転
2014年 4月	株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）を引受先として第三者割当増資を実施し、資本金を276,550千円に増資
2014年 7月	本社を東京都渋谷区 同区内での移転
2015年 2月	株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）他を引受先として第三者割当増資を実施し、資本金を582,550千円に増資
2016年 6月	本社を東京都品川区に移転
2016年 10月	投稿オプション機能の提供を開始
2019年 4月	株式会社NTTドコモを引受先として第三者割当増資を実施し、資本金を222,569千円に増資
2020年 2月	東京証券取引所マザーズ（現 東京証券取引所グロス）に株式を上場
2020年 7月	あんしん決済機能の提供を開始
2021年 10月	行政と共同運営するリユース拠点「ジモティースポット」の1箇所目を世田谷区に開設
2023年 11月	運用型広告配信プラットフォーム「ジモティーAds」の提供を開始
2024年 2月	本社を東京都品川区 同区内での移転

3【事業の内容】

当社は「地域の今を可視化して、人と人の未来をつなぐ」という経営理念のもと、地域のあらゆる情報を可視化し、地元で個人・企業・行政が必要なものを融通しあえる仕組み作りを目指して、クラシファイドサイト「ジモティー」を運営しております。クラシファイドサイトとは、地域や目的によって分類された募集広告を、一覧形式で掲載する広告媒体の一つであり、一般的に掲載料が無料で、個人・法人を問わずユーザーとして利用でき、誰でも手軽に広告掲載ができる点が特徴です。

「ジモティー」は、地元で情報を探す人と情報を発信したい人をマッチングさせるプラットフォームであり、主に以下の特徴を有しております。

(1) 日本全国網羅された地域と、幅広く細分化されたカテゴリ

「ジモティー」では、地域の情報が「投稿」として豊富に掲載されております。また、地域の情報が全国47都道府県の市区町村に区分され、目的に応じたカテゴリに分類して掲載されているため、ユーザーの求める地域の情報が見つけやすくなっております。

大カテゴリ一覧

カテゴリ	内容
売ります・あげます	物品の売買及び譲渡に関する情報
助け合い	「助けて」「手伝って」等の助け合いの依頼に関する情報
メンバー募集	個人の各種メンバー募集に関する情報
不動産	不動産物件の賃貸及び売買に関する情報
中古車	中古車物件の売買に関する情報
正社員	法人の正社員募集に関する情報
地元のお店	各種ビジネスの宣伝に関する情報
里親募集	動物の里親募集に関する情報
教室・スクール	各種スクールの宣伝に関する情報
イベント	各種イベントの開催に関する情報
アルバイト	法人のアルバイト募集に関する情報

(2) ユーザー間のマッチング機会を提供

「ジモティー」は、ユーザーに対し投稿・問合せ機能を提供しております。ユーザーは「投稿」による広告情報の掲載、並びに掲載された広告情報に対する「問合せ」を行うことが可能であり、ユーザー間のマッチング機会を提供することが可能なサービスとなっております。

「ジモティー」では、ユーザーの入会並びに利用時の手数料を原則無料にしており、誰でも気軽に利用することが可能となっております。また、マッチング後のユーザー間の取引はユーザー同士の相対により直接行われているため、ユーザーが安心・安全、かつ、便利に取引できるサービス提供を心掛けております。具体的には、以下の機能等を備えております。

・投稿・問合せ機能

入会並びに利用時の手数料が無料で、Webサイト及びスマートフォンアプリから誰でも簡単に「投稿」と、掲載中の「投稿」に対して「問合せ」ができる機能を提供しております。

当事業年度においては、売ります・あげますカテゴリにおいて、一度に複数の物品を「投稿」可能な「まとめて投稿」機能をリリース致しました。今後もプラットフォームの利便性向上のためのプロダクト開発を推進してまいります。

・チャット機能

「ジモティー」内のチャット機能で簡単に取引のやり取り・連絡を行うことができます。相手にアドレス等の個人情報を渡すことなく、取引ができるため安心してご利用いただけます。

・評価・保険機能

投稿者・問合せ者がお互いの取引を評価でき、当該取引の評価は、各ユーザーのアカウント情報に表示され、取引の参考にすることができます。また、取引でトラブルが起きた場合でも、費用の一部が補償される保険機能も提供しております。

・投稿オプション機能

投稿者が「投稿」を目立たせる為に利用する機能を有償で提供しております。古い投稿が新着投稿として更新される機能（リフレッシュ）や、リフレッシュが7日間継続される機能（定期リフレッシュ）、投稿の背景が黄色で表示される機能（ハイライト）、期間中に指定した地域・カテゴリの投稿一覧最上部に投稿が固定表示される機能（PR枠）といった機能があります。

・あんしん決済機能

掲載中の「投稿」に対してオンライン上で商品代金を事前に支払い、投稿者は納品と双方の評価完了後に商品代金を受け取ることができる機能を有償で提供しております。商品代金の支払いをジモティーが仲介するため、安心してご利用いただけます。

（３）充実したカスタマーサポート体制

当社は、ユーザー間の取引に直接関与していないため、ユーザーが安心して「ジモティー」を利用できるよう、カスタマーサポート体制を整備しております。

具体的には、投稿された内容を監視するための体制の構築や適切なサポート人員の配置をはじめ、ユーザーの本人確認の強化、違反ユーザーに対する注意喚起や利用停止等を実施しております。今後においても、サービスの成長に合わせて必要な投資を行い、体制の強化に努めてまいります。

（４）官民連携型のリアルリユース拠点「ジモティースポット」

ジモティースポットは、「ジモティー」の「売ります・あげます」カテゴリの取り組みをリアルに拡張した事業として、2020年に開始しました。自治体との連携により官民連携型のリユース拠点を構築し、地域住民を対象に不要品の無償譲受および譲渡を行っている点が特徴です。自治体と共同で運営することで安心して利用でき、地域の資源循環や環境負荷軽減に貢献しています。不要品の譲受は無料で行っており、利用者にとって負担をかけずに不要品を手放せる仕組みを整えています。販売形態には、当社が主体となる直営店方式と、提携企業が販売主体となるフランチャイズ方式があり、地域特性やニーズに合わせた柔軟な店舗展開を進めています。

また、当社は、先述のサービスを提供することで、主に、広告枠提供による収入を得ております。具体的には、以下のとおりです。

① 広告

「ジモティー」上の広告枠を、「ジモティーAds」又はアドネットワークを通じて提供し、広告の配信又はクリック等の特定のアクションが行われることで収益を得ております。

「ジモティーAds」は、「ジモティー」の媒体に直接出稿できる運用型の広告配信プラットフォームです。登録ユーザー情報や過去の行動履歴から、最適な広告を配信することを可能としているプラットフォームです。

アドネットワークとは、多数の広告媒体のWebサイトを束ねた広告配信ネットワークを形成し、それらのWebサイト上で一括して広告を配信する手法であり、メディア運営者は、サイトページ上に広告枠のみをアドネットワーク事業者提供し、掲載される広告が、システムにより自動配信される仕組みとなっております。

② 機能課金

「ジモティー」では、ユーザー同士のマッチング向上を図るため、主に法人利用を目的とした投稿オプション機能の提供を2017年より行っており、ユーザーが希望する機能を有償販売することで収益を得ております。

投稿オプション機能では、古い投稿が新着投稿として更新される機能（リフレッシュ）や、リフレッシュが7日間継続される機能（定期リフレッシュ）、投稿の背景が黄色で表示される機能（ハイライト）、期間中に指定した地域・カテゴリの投稿一覧最上部に投稿が固定表示される機能（PR枠）といった機能があります。

上記投稿オプション機能により、ユーザーは地域・カテゴリ毎のターゲティングが可能となっております。なお、投稿オプションの価格については、適宜、見直しを行っております。

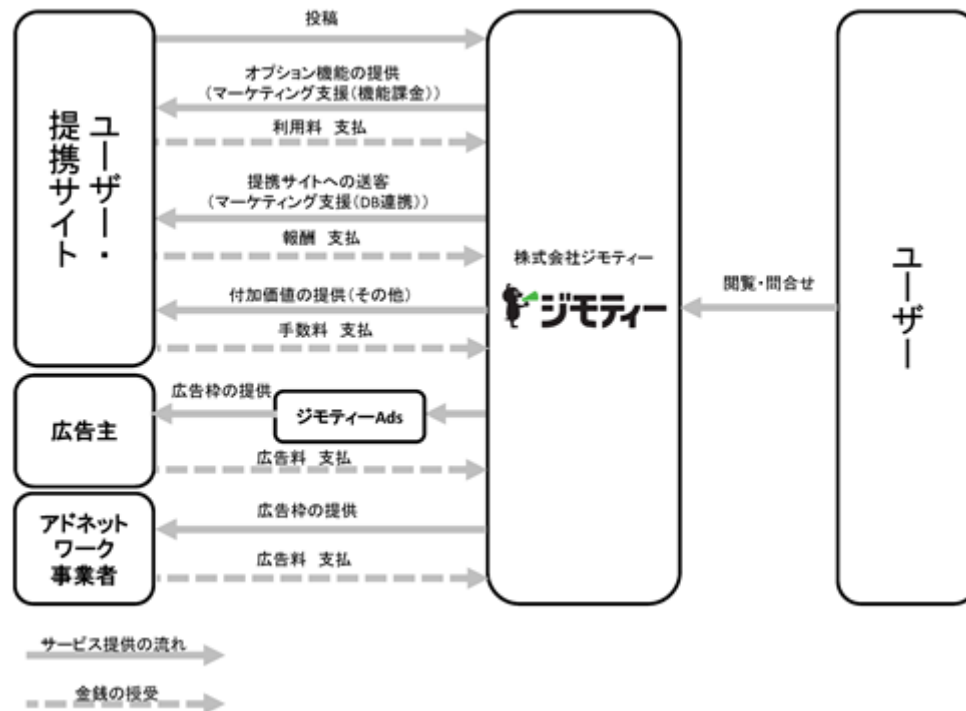
③ DB連携

「ジモティー」では、提携サイトの商品データベースと連動した投稿を掲載しております。ユーザーがそれらの投稿をクリックするとデータベース上連携している提携先の外部サイトへ進み、さらに資料請求や、契約等のユーザーアクションによる成果発生件数に応じて収益を得る、成果報酬型の収益となっております。

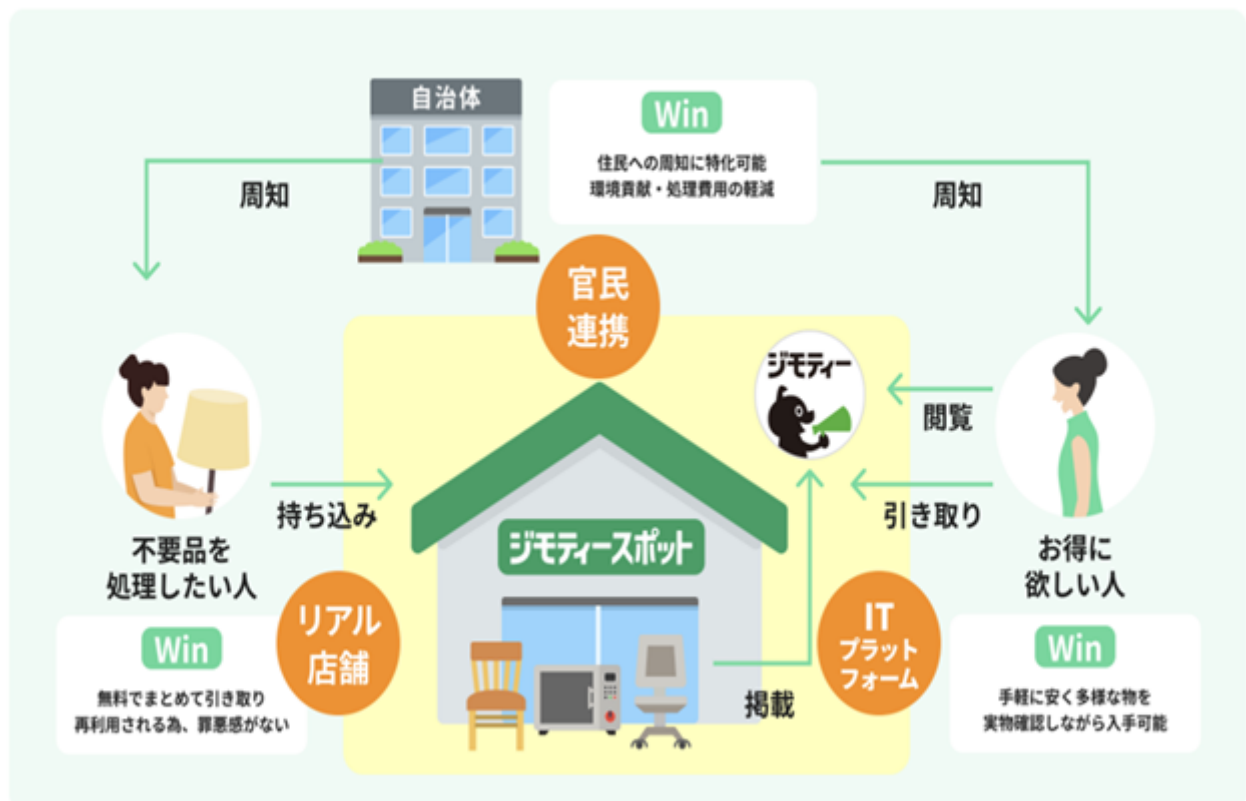
一例としては、「中古車」カテゴリでは、中古車に特化した専門媒体と連携し、当該媒体で登録されている豊富な車種並びに価格帯の中古車情報を、「ジモティー」の投稿として掲載しております。それらの投稿に対して、「ジモティー」のユーザーが中古車見積もり依頼を行った件数に応じて、当該媒体から成果報酬を得ることで、ユーザーのアクションをマネタイズすることが可能となっております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

〔事業系統図〕 「ジモティー」



〔事業系統図〕 「ジモティースポット」



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
54 (160)	34.81	4.04	6,184

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の割合（%） （注）1.	男性労働者の育 児休業取得率 （%） （注）2.	労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1.			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
22.2	0.0	54.6	89.6	85.3	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は「地域の今を可視化して、人と人の未来をつなぐ」という経営理念のもと、地域のあらゆる情報を可視化し、地元で個人・企業・行政が必要なものを融通しあえる仕組み作りを目指して、クラシファイドサイト「ジモティー」を運営しております。

(2) 経営環境及び経営戦略等

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、注視すべき状況が続いております。

このような環境のなかで、当社はクラシファイドサイト「ジモティー」を通して、地域の情報が幅広く集まるプラットフォームを提供することで、地域の情報を可視化し、地域の人とのマッチングを推進してまいりました。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、売上高及び営業利益の前年比増による成長性を重視しております。また、売上高を構成する指標として、PV数及び投稿数を重視しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① ジモティースポットの多店舗展開

当社は、自治体と連携した共同リユース拠点として「ジモティースポット」を展開しており、全国における拠点網の拡充を継続しております。今後の持続的な成長に向けては、拠点数の拡大に加え、各拠点の収益性向上及び運営品質の均一化が重要な課題であると認識しております。当社は、2030年度に向けた拠点・業績拡大目標の実現に向け、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

a. 1店舗当たり収益性の向上

1店舗当たりの収益性については、地域における認知度向上に伴う持込件数の自然増に加えて、運営KPI（持込量、回転率、販売単価、作業生産性等）の継続的なモニタリング及び改善活動を通じて、収益性の向上を推進してまいります。

b. 店舗数の拡大

2026年度においては、店舗開発に係る工数及び投資負担を抑制しつつ拠点数を拡大する手法として、当面フランチャイズ(FC)店舗の展開を強化するとともに、中期的な収益の拡大を見据え、従来よりも付加価値の高い店舗モデルの開発にも着手する方針であります。

上記の課題に適切に対処することで、ジモティースポットの多店舗展開を円滑に進め、持続的な成長と企業価値の向上につなげてまいります。今後も市場動向を注視しながら、最適な出店戦略・運営戦略を講じ、当社のビジネス基盤をさらに強固なものいたします。

② ネット事業の収益基盤の強化

当社のネット事業における主要な収益源の一つである配信型広告については、直近数年間にわたり市場環境が変化し、広告単価や需要動向が不安定化する局面が見られるなど、収益の変動要因となり得る状況にあります。このような外部環境を踏まえ、当社は、2023年11月に自社広告配信システム「ジモティーAds」をリリースし、自社広告在庫の収益化及び広告商品の高度化を推進してまいりました。

今後の持続的な成長に向けては、従来の配信型広告及び自社広告に依存した収益に留まらず、新たな収益モデルを創出することが重要な課題であると認識しております。当社は、当社のサービスを利用するユーザー及び投稿者（広告主を含む）の双方にとって付加価値の高い新商品の開発、並びに販売施策の拡充を推進し、より強固な収益基盤の構築に努めてまいります。

③ サービスの健全性の維持及び向上

当社が運営する「ジモティー」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、ページビュー数及び投稿数の増加、サービスの機能拡充、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

また、投稿内容の健全性の維持及び向上を図るため、カスタマーサポート体制の一層の強化が課題であると認識しております。当社では、投稿された内容を監視するための体制の構築や適切なサポート人員の配置をはじめ、ユーザーの本人確認の強化、違反ユーザーに対する注意喚起や利用停止措置等を実施しております。今後においても、サービスの成長に合わせて必要な投資を行い、体制の強化に努めてまいります。

④ 組織力、内部管理体制の強化

a. 優秀な人材の確保及び育成

当社では、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が企業成長に向けた重要な課題であると認識しております。事業環境や内容に応じて求められるスキルや知見を把握し、適材適所な人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のための教育・研修制度も充実させてまいります。

b. 内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの評価と運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

c. 情報管理体制の強化

当社は、2025年11月26日、社内開発環境への不正アクセスを確認し、当該環境の遮断・隔離等の措置を講じるとともに、原因及び影響範囲の調査を実施いたしました。当社プレスリリース（2025年12月5日付「弊社利用システムへの不正アクセスに関するお知らせ」及び2026年1月20日付「弊社利用システムへの不正アクセスに関する調査結果のご報告」）にも記載の通り、調査の結果、外部プログラムへの不正コード混入に起因し、開発環境に保存されていた情報の一部が外部からアクセス可能な状態となり、実際に不正アクセスが行われた事実を確認しております。影響の可能性がある関係者への個別連絡及び個人情報保護委員会への報告等の対応を完了しております。

当社は、サービスの信頼性確保及び上場会社としての責任の観点からも、本件を重く受け止め、外部プログラム導入・更新管理の厳格化（自動更新抑止等）とサプライチェーン対策、開発環境における権限管理の最小化、ログ監視を含む監視体制及びインシデント対応手順の整備・運用定着、情報資産管理ルールの見直し、外部専門家の知見を活用した点検・改善、並びに従業員教育の強化を継続的に推進し、再発防止と管理体制の高度化を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ基本方針

当社では、「地域の今を可視化して、人と人の未来をつなぐ」という経営理念のもと、あらゆるヒトやモノが共有される地域社会の実現に貢献するとともに、企業価値の持続的成長を目指し、以下の基本方針を掲げて企業活動を行っております。

・事業活動を通じた持続可能な社会の実現

より良いサービスの提供・創造により、事業を通じて持続的社会的構築に取り組みます。

・多様な価値観の尊重

一人ひとりがもつ多様な価値観を尊重した社会環境の醸成に貢献します。

・公正かつ透明性の高い経営の実現

社会課題の解決と企業価値向上に向けて、公正かつ透明性の高い経営を目指します。

(2) ガバナンス体制及びリスク管理

当社では、サステナビリティに関するリスクへの対応は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を実現するためにも重要な経営課題の一部であると認識しております。コーポレート部門を主管とし、取締役会を中心にリスク及び機会を識別・評価し、事業活動及びサステナビリティ推進活動の実施の判断・審議を行い、実施判断がなされた活動に対しては、必要に応じてその進捗状況について議論することでその充実に取り組んでおります。

(3) 戦略

1 気候変動

気候変動は、持続可能な社会を実現する上で最も差し迫った課題の一つであり、気候パターンの変化や異常気象により我々の社会に大きな影響を及ぼすリスクがあります。当社は気候変動対策として、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、「地域の今を可視化して、人と人の未来をつなぐ」という経営理念のもと、クラシファイドサイト「ジモティー」の運営や行政と提携したリアルなリユース拠点「ジモティースポット」をはじめとする各種サービスの提供により、不用品等のリユース数の最大化を図り廃棄物の削減を推進しております。これにより、社会全体への環境負担軽減の一翼を担うことで持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2 人的資本

当社の持続的成長及び企業価値の向上を目指すにあたり、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成、人材の流出防止が重要な課題であると認識しております。事業環境や内容に応じて求められるスキルや知見を把握し、適材適所な人材の確保や育成、働き方の多様性を尊重した労働環境の改善等に取り組んでおります。その他、社員のワークライフバランス実現のための育児休業が取得しやすい環境づくり、リモートワーク体制の構築、時差出勤の導入、表彰制度の整備等を推進していく事で、多様な人材が継続して活躍できるような環境を整備しております。

(4) 指標及び目標

当社は現在、サステナビリティに関するリスク・機会を管理するための指標について、下記の人材の確保及び育成に関する指標を用いております。今後、当社において指標を定める目的や必要性を協議し、必要な場合は指標の策定を検討してまいります。

当該指標に関する2025年12月末時点での実績は、次のとおりであります。

指標		実績 (%)
女性管理職比率		22.2
男性の育児休業取得率		0.0
男女の賃金差異 (雇用区分ごと)	正社員	89.6
	アルバイト社員	85.3

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及びリスクの軽減に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

また、本項の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① インターネット関連市場の動向について

当社は、クラシファイドサイト「ジモティー」の運営を主たる事業としており、当社事業の継続的な発展のためには、さらなるインターネット環境の整備、インターネットの利用拡大が不可欠と考えております。総務省発表の「令和5年通信利用動向調査」によると、個人のインターネット利用率は85.6%となっており、高水準で推移しております。

しかしながら、インターネットの利用等に関する新たな法的規制の導入やその他予期せぬ要因等により、今後のサービス運営が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット広告市場について

広告市場は、市場変化や景気動向の変動による影響を受けやすく、今後、急激な景気の変化等が生じた場合、広告及びインターネット広告の需要に影響する可能性があります。

当社は、広告市場の影響を最小限に抑えるよう、広告市場への販売だけでなく自社による広告枠販売や新機能の拡充等により収益性の向上に取り組んでおりますが、急激な景気の変化等が生じた場合、広告掲載案件や広告単価の減少等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 検索エンジンへの対応について

当社が運営する「ジモティー」では、特定の検索エンジン（「Google」、「Yahoo! JAPAN」等）から多くのユーザーを集客しております。そのため、当社では、SEO等の必要な施策を講じて集客力を強化しております。

しかしながら、検索エンジンにおける表示結果（順位）は、その運営者のロジックや判断によるものであり、当社が関与する余地はありません。そのため、検索エンジン運営者の方針やロジック変更等により、これまでのSEOが有効に機能しなくなった場合、集客効果が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ プラットフォーム提供会社の動向について

当社は、「App Store」、「Google Play」のプラットフォームを通じて、スマートフォン向けのアプリ配信を行っております。また、Apple Inc.並びにGoogle Inc.のプラットフォーム提供会社に対し、アプリ内の売上の一部を決済代行手数料として支払っております。

これらプラットフォーム事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① クラシファイドサイト事業における競合について

本書提出日現在において、当社が運営する「ジモティー」と明確に競合するクラシファイドサイトはないものと認識しております。

しかしながら、今後、高い資本力や知名度を有する企業等が類似サービスに参入することにより競争が激化した場合、ユーザーの流出や集客コストの増加等が想定されます。そのような場合には、当社が優位性を確保し、企業価値の維持向上が図れるか否かは不確実であるため、競合サービスの状況により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定事業への依存について

当社は、クラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであり、収益の大部分が当該事業によるものとなっております。そのため、事業環境の変化等により、当該事業が縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定取引先への集中について

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ④生産、受注及び販売の実績」に記載のとおり、2025年12月期の売上高の27.3%がGoogle Asia Pacific Pte.Ltd.となっており、本書提出日現在、同社とは良好な取引関係を構築しております。

しかしながら、同社との契約条件の変更等があった場合、当社の今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

④ サイトのPV数及び投稿数について

当社では、ユーザーの気持ちを第一に考え、さらなるサービスの充実や利便性の向上、ユーザーの嗜好に深く根ざした飽きの来ないコンテンツを提供すること等によって、サイトのPV数及び投稿数の増加に努めております。

しかしながら、ユーザーの嗜好は移り変わりが激しく、ニーズに対応するコンテンツを提供できなかった場合には、PV数又は投稿数の減少が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 投稿内容の健全性の維持について

当社が運営する「ジモティー」では、利用規約やガイドライン等を整備し、投稿された内容を監視するための体制の構築や適切なサポート人員の配置をはじめとした施策により、投稿内容の健全性の維持に努めております。その中で誹謗中傷や嫌がらせ、知的財産権の侵害等、明らかに不適切な投稿を発見した場合には、一定の基準に基づいて当該投稿を削除する等により、規制しております。

しかしながら、ビジネスの特性上悪意をもって行われた取引を全て排除することは難しく、健全性の維持は可能な範囲で行われているため、一定のユーザー間でトラブルが発生する可能性があります。さらに、それらのトラブルが適切に解決されない場合は当社のブランドイメージ及び社会的信用の低下等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 訴訟に関するリスクについて

本書提出日現在において、当社が当事者として関与している訴訟手続きはありません。

当社は、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員及びその他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。

しかしながら、当社の今後の事業展開において、第三者への権利侵害があった場合等には、当社に対して、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や、損害賠償の金額によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ サイト内広告について

当社は、当社が運営する「ジモティー」に掲載される広告について、当社が作成した広告掲載ガイドラインに沿う内容の広告を掲載し、法令違反や公序良俗に反する広告の排除に努めております。

しかしながら、当社が掲載した広告に瑕疵があった場合には、当社のブランドイメージ及び社会的信用が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 出店政策について

当社が運営する「ジモティースポット」では、新規店舗展開を推進し、新規出店及び他社との業務提携などによるフランチャイズ出店を実施しております。今後さらに当社店舗網を加速させていく計画であるため、出店の成否が当社の成長力に大きな影響を及ぼす可能性があります。従いまして、今後、新規出店等の案件が継続的に成立するとは限らず、そのような場合には当社の成長力が鈍化する可能性があります。

⑨ リユース品の仕入について

当社の店舗で取扱うリユース品の仕入については、そのほとんどを店舗における一般顧客からの「無償譲受」という方法で行っております。また、社会の環境問題への認識が高まるにつれ、リユース分野への新規参入等により他社との競合状況も激化しております。従いまして、商品仕入の量と質の確保が業績に影響を与える可能性があります。

(3) システム等に関するリスク

① システムの安全性について

当社が運営する「ジモティー」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムの安定稼働が、業務の遂行上、必要不可欠であります。そのため、ネットワークの常時監視、日常的な保守管理、継続的なシステム開発等により、システム障害を未然に防ぎ、万一発生してしまった場合でも迅速に適切な対応を行える体制を構築しております。

しかしながら、巧妙化・複雑化したサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入、自然災害や大規模な事故、その他予期せぬ要因等により、当社のシステム障害や情報漏洩が発生した場合、相当な費用負担や当社の社会的信用の低下により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新について

インターネット関連市場では、技術革新が活発に行われており、新しいサービスが次々と生まれております。そのため、当社では、常に業界の動向を注視し、適時に事業戦略を見直し、必要に応じて迅速に技術革新に対応するため、既存サービスに新たな技術を展開できる開発体制を構築しております。

しかしながら、技術革新の内容によっては、対応するための相当な開発費用が発生する可能性があり、また、適切な対応ができない場合は当社サービスの競争力が相対的に低下する可能性があります。そのような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 事業拡大に伴うシステム開発について

当社はサービスの安定稼働やユーザー満足度向上を図るため、サービスの成長に合わせてシステムやインフラの開発を継続的に行っていくことが必要であると認識しており、今後予測されるユーザー数、PV数及び投稿数の伸長、新サービスの導入、セキュリティ向上に備えて継続的なシステム開発を計画しております。

しかしながら、ユーザー数、PV数及び投稿数が想定よりも急速に増加した場合には、システム開発計画の前倒し等により想定外の開発費用が生じる可能性、また、適切な対応ができない場合はサービスの稼働やユーザー満足度が低下する可能性があります。そのような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）事業運営体制に関するリスク

① 内部管理体制の強化について

当社は、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制の一層の充実を図ることが必要であると認識しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築、整備、運用しております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、それに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社は組織規模が小さく、規模に応じた業務執行体制となっております。また、今後の堅調な事業成長のためには、有能な人材の確保と育成が必要であると認識しており、適宜、採用を行い、社内研修制度の充実を図り、組織力の強化に注力してまいります。

しかしながら、適切なタイミングで当社の求める人材の確保が十分になされない場合や、当社の役員や重要な業務を担当する従業員の流出等により、必要な人材を確保できなくなった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（５）法的規制に関するリスク

① 一般的なインターネットにおける法的規制について

当社の事業は主に、「電気通信事業法」「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等による法的規制を受けております。

本書提出日現在において、当社の事業継続に重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しておりますが、近年、インターネットの普及拡大に伴い、インターネット上のトラブルへの対応として、インターネット関連事業を規制する法令が徐々に整備されてきている状況です。今後、インターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等の制定や、既存法令等の改正及び解釈変更がなされた場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があります。その場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 法令の改正等における法的規制に伴う投稿数の変動について

当社が運営する「ジモティー」では、「売ります・あげます」「不動産」「地元のお店」「イベント」「アルバイト」等の幅広いカテゴリを取り扱っており、それぞれ関連する法的規制のもと、ユーザーより各カテゴリに応じた投稿を受け付けております。本書提出日現在において、各カテゴリの投稿に重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しておりますが、今後、関連事業を規制する新たな法令等の制定や、既存法令等の改正及び解釈変更がなされた場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があります。その場合ユーザーからの投稿が制限され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報の管理について

当社が運営する「ジモティー」では、ユーザーの住所、氏名、電話番号等の個人を特定できる情報を取得しており、当社には「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。

当社では、同法及び関連法令等を遵守し、それらの個人情報や取引データの取り扱いに細心の注意を払い、流出防止の体制を維持することを事業運営上の重要事項と認識しております。そのため、当社では、ネットワークの管理、独自のプライバシーポリシーの制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、個人情報保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや、当社の関係者や業務提携先等の故意又は過失による漏洩、改ざん、不正使用等の不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、適切な対応を行うための費用の発生や、当社に対する損害賠償の請求、当社の社会的信用の低下等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

当社は、当社が運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めることに加え、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払い対応を行っておりますが、当社の事業分野において、既に当社の認識していない知的財産権が成立している可能性、又は今後新たに第三者により著作権等が成立する可能性があります。このような場合においては、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償や差止の請求、又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 古物営業法及び廃棄物処理法について

当社が行っているジモティースポット事業は、「古物営業法」及び「廃棄物処理法」により規制を受けます。これらの法規制への対応に遅れたり不備が生じたりした場合、営業停止処分や許可取消といった行政処分を受けるリスクや、コンプライアンス違反による信用失墜のリスクがあります。当社は法令改正動向を注視し体制整備に努めておりますが、想定外の規制強化や新たな遵守コストの発生が業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスク

① 風評被害について

ソーシャルメディアの普及に伴い、インターネット上の書き込みや、悪意のある口コミ投稿、並びにそれらを起因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社のブランドイメージ及び社会的信用に影響が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 配当政策について

当社は、成長途上であるため、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化、当社の事業分野における競争力の確保及び向上を経営上の重要課題と認識しております。そのため、当社は創業以来配当は実施しておらず、事業の効率化や拡大を目的とした投資を通じて事業成長を実現することが株主に対する利益還元につながるかと考えております。

今後も、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、配当実施の可能性、その実施時期等については、現時点においては未定であります。

③ 税務上の繰越欠損金について

当社は、当事業年度末時点において、税務上の繰越欠損金を有しており、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の評価に際して、事業計画を基に、将来の課税所得の発生時期及び金額を見積もっておりますが、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は2,180,703千円となり、前事業年度末に比べ637,351千円増加致しました。これは主に、現金及び預金が551,712千円増加したことによるものであります。固定資産は269,874千円となり、前事業年度末に比べ93,037千円増加致しました。これは主に、有形固定資産が67,735千円増加、投資その他の資産が27,347千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は2,450,577千円となり、前事業年度末に比べ730,389千円増加致しました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は475,516千円となり、前事業年度末に比べ118,838千円増加致しました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が35,000千円増加、契約負債が41,488千円増加、預り金が28,427千円増加したことによるものであります。固定負債は280,974千円となり、前事業年度末に比べ258,027千円増加致しました。これは主に、長期借入金が251,664千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は756,490千円となり、前事業年度末に比べ376,866千円増加致しました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は1,694,086千円となり、前事業年度末に比べ353,523千円増加致しました。これは主に、利益剰余金が472,234千円増加した一方で、自己株式の増加により118,243千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は69.1%（前事業年度末は77.9%）となりました。

② 経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されております。一方で、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要があるとあり、また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある状況です。

このような環境の中、当社はクラシファイドサイト「ジモティー」を通して、地域の情報が幅広く集まるプラットフォームを提供することで、地域の情報を可視化し、地域のモノや人のマッチングを推進してまいりました。当社では、持続的なプラットフォームの成長のために、地域内で互いに必要なモノや情報を融通しあえる場所へと進化するべくサービスの改善に努めてまいりました。具体的には、モノや情報の量を増やし可視化させるための取り組みとして、機能開発等によるプラットフォームの利便性向上やユーザーにとって有益な情報の充実化に注力してまいりました。また、ユーザー数拡大及び収益モデル拡充の取り組みとして、自治体連携リユース拠点「ジモティースポット」の多店舗展開を開始し、ごみの減量とリユース数の最大化を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,932,044千円（前事業年度比8.9%増）、営業利益は549,593千円（同1.8%減）、経常利益は555,601千円（同1.5%減）、当期純利益は472,234千円（同0.1%増）となりました。

なお、当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ551,712千円増加し、当事業年度末には1,854,213千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は521,666千円（前事業年度は396,450千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益547,422千円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は135,922千円（前事業年度は33,531千円の支出）となりました。これは主に、敷金の差入による支出50,340千円、有形固定資産の取得による支出90,442千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は165,968千円（前事業年度は180,579千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入400,000千円、自己株式の取得による支出118,716千円、長期借入金の返済による支出113,336千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

c. 販売実績

当社の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	販売高（千円）	前年同期比（％）
クラシファイドサイト運営事業	1,932,044	108.9
合計	1,932,044	108.9

（注）最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
Google Asia Pacific Pte.Ltd.	662,616	37.4	527,097	27.3

（注）主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先については記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実績の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

(2024年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)	第4四半期会計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)	事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	468,466	452,069	427,112	426,368	1,774,017
広告宣伝費	28,497	37,596	7,117	5,291	78,501
営業損益	165,980	128,076	136,066	129,569	559,693

(2025年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年9月30日)	第4四半期会計期間 (自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)	事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	449,350	495,716	475,381	511,595	1,932,044
広告宣伝費	2,413	3,465	1,712	1,679	9,270
営業損益	120,629	158,037	116,874	154,051	549,593

③ 資本の財源及び資金の流動性

当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社における主な資金需要は、運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金需要については、自己資金を基本としつつ、必要に応じて、最適な方法による資金調達にて対応する方針であります。

なお、当事業年度末における借入金残高は361,664千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,854,213千円となっております。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は91,416千円であり、その主な内容は、ジモティースポット開設に伴う内装工事等の費用及び従業員が使用するパソコンの購入費用に係るものであります。当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は以下のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア等 (千円)	合計 (千円)	
本社オフィス (東京都品川区)	業務施設	1,602	—	6,568	14,259	22,430	54(46)
ジモティースポット 川崎菅生店、他店舗 (計14拠点)	店舗設備	54,162	2,521	27,766	—	84,449	0(114)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、当事業年度中に開設した店舗については、開設月以降の人員を年間平均に換算して記載しております。

3. 当社は、クラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

4. 上記のほか、本社及び店舗建物を賃借しており、年間賃借料は104,933千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2025年7月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は10,000,000株増加しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2026年3月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	9,970,826	9,970,826	東京証券取引所 (グロース市場)	単元株式数 100株
計	9,970,826	9,970,826	—	—

(注) 2025年7月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は4,985,413株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第11回新株予約権

決議年月日	2021年4月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 4
新株予約権の数（個）※	425
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 85,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,105（注）3
新株予約権の行使期間※	自 2021年4月30日 至 2031年4月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,105 資本組入額 552.5
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の 承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

現在の発行内容に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2025年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 2025年7月7日付で、第11回新株予約権4,672個を無償で取得し、同日付でその全てを消却いたしました。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月1日 (注) 1	—	普通株式 5,996,365	—	308,657	△676,087	—
2023年12月27日 (注) 2	普通株式 △1,010,952	普通株式 4,985,413	—	308,657	—	—
2025年7月1日 (注) 3	普通株式 4,985,413	普通株式 9,970,826	—	—	—	—

(注) 1. 2021年3月26日開催の定時株主総会決議により、2021年5月1日付で、財務体質の健全化を図ることを目的に、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。この結果、資本準備金が676,087千円（減資割合100%）減少しております。

2. 自己株式の消却による減少であります。

3. 2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が4,985,413株増加しております。

(5)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	3	20	27	41	22	3,073	3,186	－
所有株式数 （単元）	－	2,510	8,702	31,356	13,816	72	43,176	99,632	7,626
所有株式数 の割合（％）	－	2.51	8.73	31.47	13.86	0.07	43.33	100	－

(注) 自己株式の単元株式数は「個人その他」に1,950単元、単元未満株式数は「単元未満株式の状況」に54株含めて記載しております。なお、株主名簿上の自己株式と実質的に当社が所有する自己株式数とは同一です。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	1,846,316	18.88
株式会社プロトコーポレーション	愛知県名古屋市中区葵1-23-14	1,219,512	12.47
加藤 貴博	東京都品川区	992,000	10.14
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	576,849	5.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY, 10286, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	422,100	4.31
須田 忠雄	群馬県桐生市	249,200	2.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	172,300	1.76
BANQUE PICTET AND CIE SA RP ACTIONS MARCHES DEVE LOPPEL SMALL AND MID CAP (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ROUTE DES ACACIAS 60, 1211 GENEVA 73, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内1丁目 4番5号)	161,000	1.64
中山 亮	大阪府大阪市福島区	155,800	1.59
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 カストディ業務部長)	5 BROADGATE LONDON EC2M 2QS UK (新宿区新宿6丁目27番30号)	116,000	1.18
計	—	5,911,077	60.46

- (注) 1. 当社は、自己株式を195,054株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、全て信託業務に係る株式数であります。
3. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 195,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,768,200	97,682	—
単元未満株式	普通株式 7,626	—	—
発行済株式総数	9,970,826	—	—
総株主の議決権	—	97,682	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社ジモティー	東京都品川区西五反田1-2-10	195,000	—	195,000	1.95
計	—	195,000	—	195,000	1.95

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年11月26日)での決議状況 (取得期間 2025年11月27日～ 2026年2月13日)	150,000上限	150,000,000上限
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	129,200	118,196,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	20,800	31,803,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	13.87	21.20
当期間における取得自己株式	20,800	20,071,800
提出日現在の未行使割合(%)	0.00	7.82

- (注) 1. 上記の取得自己株式は、2025年11月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき決議した、東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付による取得であります。
2. 「当期間における取得自己株式」は、2026年1月1日から2026年1月8日までに取得した株式数及び価額の総額を記載しております
3. 当該決議における自己株式の取得は、2026年1月8日をもって終了しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	54	47,331
当期間における取得自己株式	—	—

- (注) 1. 取得自己株式は、単元未満株式の買取請求による自己株式の取得であります。
2. 「当期間における取得自己株式」は、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。
3. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「当事業年度における取得自己株式」の株式数には、株式分割前の株式数を記載しております。なお、分割調整後の株数は108株(分割前54株)となります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	195,054	—	215,854	—

- (注) 当期間における保有自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対して利益還元することを重要な経営課題と認識しておりますが、現時点において、財務体質の強化及びサービス提供に関するシステム整備等のため、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、無配を継続してまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項としたうえで、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当に係る決定機関は株主総会となっております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題として認識し、その充実に取り組んでおります。

具体的には、社外取締役を2名設置し、客観的視点からの意見を積極的に受け入れ、経営に対するチェック機能を高めております。また、監査役3名全員が社外監査役であり、社外取締役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会並びに会計監査人を設置しております。取締役会にて迅速かつ機動的な意思決定を行う一方、社外監査役によって構成されている監査役会にて、客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

当社取締役会の構成員の氏名等は次のとおりであります。

代表取締役社長 加藤 貴博（議長）

取締役 片山 翔

取締役 堀 直之

社外取締役 伊藤 邦宏

社外取締役 松本 行哲

（注）社外取締役 伊藤邦宏氏は、2026年3月26日開催予定の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任する予定であります。同氏退任後の独立社外取締役は1名となりますが、社外監査役3名を含めた監視体制により、コーポレート・ガバナンスの有効性は維持されるものと認識しております。一方で、中長期的な企業価値向上に向けたガバナンスの更なる強化の重要性は認識しており、今後の事業拡大の状況等に応じて、独立社外取締役の増員を含めた最適な取締役会構成について継続的に検討していく方針であります。

b. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社監査役会の構成員の氏名等は次のとおりであります。

常勤監査役・社外監査役 川波 拓人（議長）

社外監査役 神先 孝裕

社外監査役 白坂 悦子

c. 報酬委員会

当社は、取締役の報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、取締役会の諮問委員会として、任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、各取締役の報酬について審議しております。

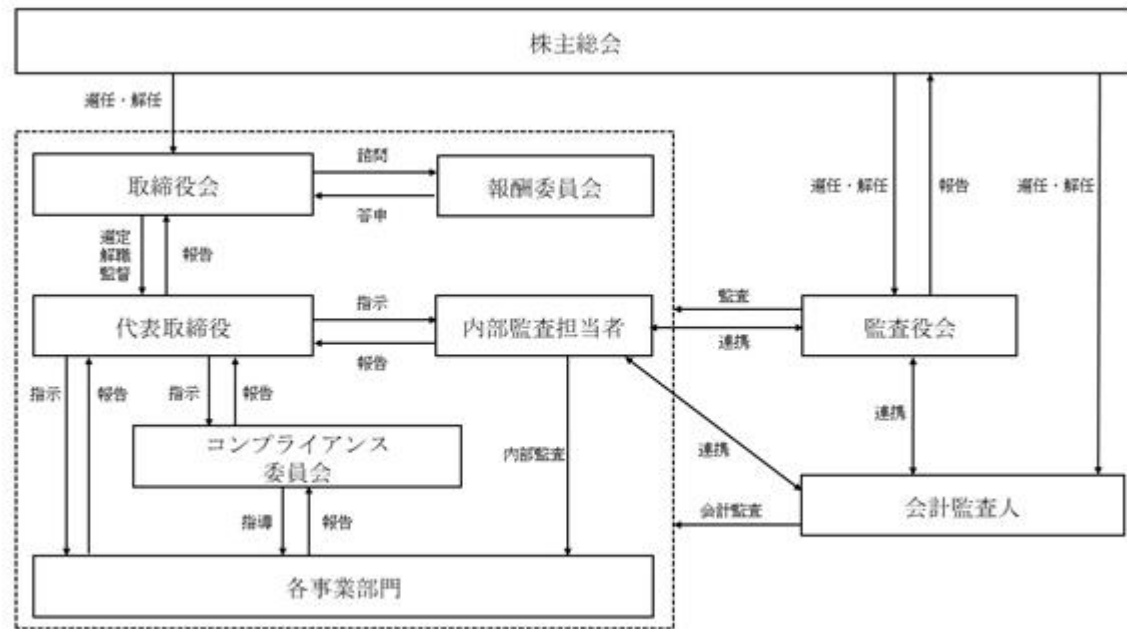
報酬委員会における具体的な検討内容としては、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びにその他、取締役の報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項について議論しております。

委員長：代表取締役社長 加藤 貴博

構成員：社外取締役 松本 行哲

社外監査役 神先 孝裕

当社の企業統治の体制は、以下の図のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- (3) 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役へ報告する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) データ化された機密情報については、「情報システム関連規程」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、コーポレート部が主管部署となり、各事業部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

- (4)取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5)監査役は内部通報窓口であるコーポレート部及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
7. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2)監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (1)当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2)反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

12. 取締役会の活動状況

当事業年度において、取締役会を原則として月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については、以下の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
加藤 貴博	16回	16回全て
片山 翔	16回	16回全て
堀 直之	12回	12回全て
日向野 朋実	4回	0回
伊藤 邦宏	16回	15回
松本 行哲	16回	16回全て

- (注) 1. 堀直之氏は、2025年3月27日開催の第14回定時株主総会において取締役に就任しており、就任後の出席状況を記載しております。
2. 日向野朋実氏は、2025年3月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任しており、退任前の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、事業の進捗状況及び予算の達成状況を確認し、サステナビリティ関連のリスク及び機会を含む経営上重要な事項の意思決定を行うとともに、経営戦略や事業の方向性について議論しております。

13. 報酬委員会の活動状況

「(4) 役員の報酬等 ①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項 e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法」に記載のとおりであります。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が中心となり、経営に悪影響を与える事項又はその恐れのある事項の情報収集を行い、リスクの早期発見及び防止に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から指導・助言を受ける体制を構築しております。

コンプライアンスについて、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び社員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓蒙を図ってまいります。推進にあたっては、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、施策の確認等を実施しております。

c. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、情報セキュリティリスクに対する安全管理措置を行い、当社が所有する情報資産及び当社の取り扱う個人情報等の保護を目的として、「情報システム関連規程」及び「個人情報保護基本規程」等の諸規程を定め、情報セキュリティ体制を強化しております。同規程の下で、コーポレート部が主管となり、管理体制の構築・運用及び情報セキュリティ教育を実施しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑤ 役員等賠償責任契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑥ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を6名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年3月25日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は以下のとおりです。

男性7名 女性1名 （役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	加藤 貴博	1978年10月2日生	2001年4月 株式会社リクルート入社 2011年10月 当社入社 代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役 2019年9月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	992,000
取締役	片山 翔	1985年12月14日生	2008年4月 株式会社リクルート入社 2016年10月 当社入社 2017年9月 当社代表取締役 2019年1月 当社代表取締役社長 2019年9月 当社代表取締役 2021年3月 当社取締役 ジモスポ事業部門担当（現任）	(注) 3	34,000
取締役	堀 直之	1983年8月1日生	2007年4月 大和証券SMB株式会社（現 大和証券株式会 社）入社 2012年3月 株式会社アイスタイル入社 2013年7月 株式会社もしも入社 2014年4月 同社取締役就任 2019年4月 株式会社ROXX入社 2021年6月 同社執行役員就任 2023年10月 当社入社 執行役員就任 2025年3月 当社取締役 コーポレート担当（現任）	(注) 3	10,200
取締役	伊藤 邦宏	1972年7月20日生	1997年5月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株 式会社NTTドコモ）入社 2017年7月 同社プラットフォームビジネス推進部担当部 長 2019年7月 同社プラットフォームビジネス推進部メディ アビジネス推進室長 2019年7月 当社社外取締役（現任） 2020年7月 株式会社NTTドコモマーケティングメディア部 長 2020年8月 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社社外取 締役 2020年10月 株式会社NTTドコモスマートライフ戦略部カン パニー戦略統括室長 2022年6月 株式会社オールアバウト社外取締役（現任） 2022年7月 株式会社NTTドコモコンシューママーケティング 部長 2022年7月 マガシーク株式会社社外取締役 2024年7月 株式会社NTTドコモコンシューマサービスカン パニーカンパニーコーポレート部長 2025年6月 同社執行役員コンシューマサービスカンパ ニー統括長（現任） 2025年11月 同社コンシューマサービスカンパニーマーケ ティング推進部長兼務（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	松本 行哲	1975年7月18日生	1998年4月 萩島商事株式会社（現アイア株式会社） 入社 2006年11月 株式会社ジュピターTV（現JCOM株式会 社）入社 2011年12月 弁護士登録 2015年6月 株式会社ジュピターテレコム（現JCOM株 式会社）法務部長 2022年3月 当社社外取締役（現任） 2023年4月 JCOM株式会社管理本部副部長 兼 リスク マネジメント部長 2024年12月 株式会社SHIFT法務部長（現任）	(注)3	—
常勤監査役	川波 拓人	1972年10月25日生	1996年4月 株式会社リクルート入社 2014年4月 株式会社イー・ブリッジコンサルティング（現株式会 社イー・ブリッジC）設立 専務取締役（現任） 2015年3月 当社監査役（現任）	(注)4	—
監査役	神先 孝裕	1986年12月25日生	2010年2月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査 法人）入所 2013年11月 Kepple会計事務所設立 2015年2月 Kepple株式会社（現株式会社ケップル） 設立 代表取締役 2017年3月 当社監査役（現任） 2018年10月 株式会社ケップルアフリカベンチャーズ 設立 代表取締役（現任） 2023年4月 株式会社今治・夢スポーツ社外取締役（現 任） 2023年5月 株式会社ケップルグループ設立 代表取締 役（現任） 2025年12月 株式会社サイバーエージェント社外取締 役（監査等委員）（現任）	(注)4	—
監査役	白坂 悦子	1978年2月11日生	2000年4月 TISソリューションビジネス株式会社(現 株式会社アグレックス)入社 2002年3月 SAPジャパン株式会社入社 2005年6月 株式会社リクルート入社 2019年7月 合同会社ベィアブロード設立代表社員 （現任） 2023年3月 当社監査役（現任）	(注)4	5,000
計					1,041,200

- (注) 1. 取締役伊藤邦宏及び松本行哲は、社外取締役であります。
2. 監査役川波拓人、神先孝裕及び白坂悦子は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度の
うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年3月29日開催の定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度の
うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

b.当社は、2026年3月26日開催予定の第15回定時株主総会の議案として「取締役4名選任の件」を提案しており、当該提案が原案どおり可決承認された場合、当社の役員の状況及びその任期は以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性6名 女性1名 （役員のうち女性の比率14.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	加藤 貴博	1978年10月2日生	2001年4月 株式会社リクルート入社 2011年10月 当社入社 代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役 2019年9月 当社代表取締役社長（現任）	(注)3	992,000
取締役	片山 翔	1985年12月14日生	2008年4月 株式会社リクルート入社 2016年10月 当社入社 2017年9月 当社代表取締役 2019年1月 当社代表取締役社長 2019年9月 当社代表取締役 2021年3月 当社取締役 ジモスポ事業部門担当（現任）	(注)3	34,000
取締役	堀 直之	1983年8月1日生	2007年4月 大和証券SMBC株式会社（現 大和証券株式会社）入社 2012年3月 株式会社アイスタイル入社 2013年7月 株式会社もしも入社 2014年4月 同社取締役就任 2019年4月 株式会社ROXX入社 2021年6月 同社執行役員就任 2023年10月 当社入社 執行役員就任 2025年3月 当社取締役 コーポレート担当（現任）	(注)3	10,200
取締役	松本 行哲	1975年7月18日生	1998年4月 萩島商事株式会社（現アイア株式会社）入社 2006年11月 株式会社ジュピターTV（現JCOM株式会社）入社 2011年12月 弁護士登録 2015年6月 株式会社ジュピターテレコム（現JCOM株式会社）法務部長 2022年3月 当社社外取締役（現任） 2023年4月 JCOM株式会社管理本部副部長 兼 リスクマネジメント部長 2024年12月 株式会社SHIFT法務部長（現任）	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	川波 拓人	1972年10月25日生	1996年4月 株式会社リクルート入社 2014年4月 株式会社イー・ブリッジコンサルティング(現株式会社イー・ブリッジC)設立 専務取締役(現任) 2015年3月 当社監査役(現任)	(注)4	—
監査役	神先 孝裕	1986年12月25日生	2010年2月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 2013年11月 Kepple会計事務所設立 2015年2月 Kepple株式会社(現株式会社ケップル)設立 代表取締役 2017年3月 当社監査役(現任) 2018年10月 株式会社ケップルアフリカベンチャーズ設立 代表取締役(現任) 2023年4月 株式会社今治・夢スポーツ社外取締役(現任) 2023年5月 株式会社ケップルグループ設立 代表取締役(現任) 2025年12月 株式会社サイバーエージェント社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	—
監査役	白坂 悦子	1978年2月11日生	2000年4月 TISソリューションビジネス株式会社(現株式会社アグレックス)入社 2002年3月 SAPジャパン株式会社入社 2005年6月 株式会社リクルート入社 2019年7月 合同会社ベィアブロード設立代表社員(現任) 2023年3月 当社監査役(現任)	(注)4	5,000
計					1,041,200

- (注) 1. 取締役松本行哲は、社外取締役であります。
2. 監査役川波拓人、神先孝裕及び白坂悦子は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年3月29日開催の定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。なお、2026年3月26日開催予定の第15回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役伊藤邦宏氏は任期満了により退任する予定であり、同総会終結後の当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名となる予定であります。同氏の退任は任期満了に伴うものであり、退任後の体制においても、独立性を有する社外監査役との連携により、十分な監督機能が維持されるものと判断しております。

社外取締役の伊藤邦宏氏は、Webビジネスに関する豊富な知識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有しているため、客観的・中立的立場から経営に有用な助言をしていただくことを期待し社外取締役に選任しております。なお、同氏が執行役員コンシューマサービスカンパニー統括長 兼 マーケティング推進部長を務める株式会社NTTドコモは、当社の主要株主に該当し、同社と当社の間取引関係を有しておりますが、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役の松本行哲氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有しているため、客観的・中立的立場から当社の経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に有用な助言をしていただくことを期待し社外取締役に選任しております。なお、当社と同氏との間には人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役の川波拓人氏は、日本国内大手企業に長年従事し、経営コンサルタントとして、関連業界における豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営に有用な助言をしていただくことを期待し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間には人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役の神先孝裕氏は、公認会計士としての経歴を通じて培われた会計に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけることを期待し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間には人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役の白坂悦子氏は、事業会社における事業経験と人材活用に関する幅広い見識を有しており、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンス体制の向上に貢献していただけると判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間には人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、企業経営における幅広い知見、経験や当社との関係から判断し、独立性が確保できる者を選任することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役ともに、独立した立場から、取締役会の牽制及び監視を行っております。また、社外監査役で構成される監査役会は、内部監査担当者との意見交換等により相互の連携を図りながら、適正かつ効果的な監査実施のための環境整備を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役は、監査役監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席を行い、取締役会の業務執行と会社経営の適法性等を監査しております。また、監査役神先孝裕は、税理士の資格を有していることから、財務及び会計並びに税務に関する相当の知見を有しております。

当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と四半期毎に意見交換等を行い、三者間で情報共有することで相互連携を図っております。また、内部監査担当者と監査役は、内部監査の実施状況について、監査上の問題点や課題等の情報を都度共有することにより、連携体制を構築しております。

a. 監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況

当事業年度における監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
川波 拓人	13回	13回全て
神先 孝裕	13回	13回全て
白坂 悦子	13回	13回全て

b. 監査役会における具体的な検討内容

監査役会における具体的な検討内容としては、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの構築・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等について検討を行っております。

c. 常勤監査役の主な活動

常勤監査役は、取締役会等の重要会議への出席、各部門への往査、重要書類の閲覧、担当者へのヒアリング等を行い、非常勤監査役とも情報共有を行いながら監査を実施しております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、会社規模が小さいため独立した内部監査部門を設けておりませんが、コーポレート部に所属する1名が内部監査担当者として年間の内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して監査を実施しております。内部監査の監査結果については、取締役会への報告を行う仕組みはありませんが、代表取締役及び監査役会へ報告しておりガバナンス体制を確保しております。加えて、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。なお、コーポレート部に対する内部監査については、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による相互監査を実施しております。また、監査役会、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期毎に意見交換等を行い、三者間で情報共有することで相互連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：小林 利昌、城山 智之

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、補助者18名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の選定について、適格事由、会社との利害関係の有無、職業的専門家としての専門能力、職業倫理、内部管理体制、監査報酬予定額等に関して妥当であることを確認し、監査実績等を踏まえた上で総合的に評価し判断しております。ESネクスト有限責任監査法人は、これらの選定方針に合致し、適切な監査が実施できるものと判断したため選定しております。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人から定期的に監査状況の報告を受け、意見交換を行い、上記の選定方針に掲げた基準について総合的に評価を行っております。その結果、ESネクスト有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第14期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 有限責任 あずさ監査法人

第15期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) ESネクスト有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任する監査公認会計士等の名称

ESネクスト有限責任監査法人

② 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2025年3月27日

- (3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2017年12月8日

- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

- (5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

有限責任 あずさ監査法人は、2025年3月27日開催予定の当社第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、近年、監査報酬が増加傾向にあることなどを契機として、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を考慮のうえ、複数の監査法人を対象に比較検討してまいりました。専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に検討した結果、ESネクスト有限責任監査法人を当社の会計監査人候補者にするものであります。

- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

- ① 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

- ② 監査役会の意見

妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
32,000	—	23,500	—

(注)当事業年度に、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬として11,950千円を有限責任 あずさ監査法人に支払っております。

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

- d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

- e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

- ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その内容は、次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じ、当社の業績、取締役としての貢献等を考慮しながら総合的に勘案して決定することとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役に対し、直近の業績等を勘案して定める数の新株予約権を支給することがあります。対象者、内容等に関しては、取締役会の決議により決定することとしております。

d.報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定することとしております。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当事業年度の取締役の個人別の報酬の決定に関しては、2025年3月14日開催の報酬委員会において諮問し答申を得たうえで、2025年3月27日開催の取締役会にて代表取締役社長に一任することが決定されております。なお、報酬委員会は原則として年1回開催しており、委員全員が出席しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長加藤貴博が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

決定の権限を委任した理由は、業績や個々の取締役の職務執行状況などを俯瞰的に把握しつつ評価を行うには、代表取締役社長が適格であると判断したためです。決定された報酬額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であり、また委員の過半数が社外役員で構成される報酬委員会の答申を得たうえで取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2020年3月25日であり、取締役の報酬は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は6名以内。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。監査役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年3月31日であり、監査役の報酬は年額15百万円以内（定款で定める監査役の員数は3名以内。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	37,320	37,320	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	18,200	18,200	—	—	4

(注) 1. 上表には、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

⑥ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的とは株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることのみを目的とする場合とし、それ以外の目的で保有する株式は全て純投資目的以外の株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

非上場株式のみ保有しているため、記載を省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	3	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第14期事業年度 有限責任 あずさ監査法人

第15期事業年度 ESネクスト有限責任監査法人

3. 連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへ参加することにより、社内における専門知識を有する人材育成に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,302,500	1,854,213
売掛金	161,458	173,409
前払費用	25,201	40,809
未収入金	53,939	74,871
その他	250	38,125
貸倒引当金	—	△726
流動資産合計	1,543,351	2,180,703
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,073	71,282
減価償却累計額	△5,938	△15,517
建物（純額）	15,135	55,764
構築物	1,116	2,750
減価償却累計額	△41	△229
構築物（純額）	1,074	2,521
工具、器具及び備品	28,465	66,859
減価償却累計額	△19,790	△32,525
工具、器具及び備品（純額）	8,674	34,334
有形固定資産合計	24,884	92,620
無形固定資産		
ソフトウェア	15,504	14,259
ソフトウェア仮勘定	800	-
無形固定資産合計	16,304	14,259
投資その他の資産		
投資有価証券	2,369	0
長期前払費用	2,471	8,356
繰延税金資産	94,249	86,045
敷金及び保証金	36,556	68,591
投資その他の資産合計	135,647	162,994
固定資産合計	176,836	269,874
資産合計	1,720,187	2,450,577

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,678	16,463
1年内返済予定の長期借入金	60,000	95,000
未払金	36,950	43,090
未払費用	69,651	79,650
未払法人税等	59,862	41,372
契約負債	62,742	104,231
預り金	31,575	60,003
その他	26,216	35,704
流動負債合計	356,677	475,516
固定負債		
長期借入金	15,000	266,664
資産除去債務	7,281	14,310
その他	665	-
固定負債合計	22,947	280,974
負債合計	379,624	756,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	308,657	308,657
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,081,529	1,553,764
利益剰余金合計	1,081,529	1,553,764
自己株式	△50,133	△168,377
株主資本合計	1,340,053	1,694,044
新株予約権	509	42
純資産合計	1,340,563	1,694,086
負債純資産合計	1,720,187	2,450,577

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 1,774,017	※1 1,932,044
売上原価	183,338	165,616
売上総利益	1,590,678	1,766,428
販売費及び一般管理費	※2 1,030,985	※2 1,216,835
営業利益	559,693	549,593
営業外収益		
受取利息	148	2,289
預り金失効益	6,065	3,396
補助金収入	—	4,000
雑収入	718	1,102
営業外収益合計	6,932	10,789
営業外費用		
支払利息	768	3,258
支払手数料	599	472
雑損失	1,165	1,049
営業外費用合計	2,534	4,780
経常利益	564,091	555,601
特別利益		
新株予約権戻入益	—	※3 467
特別利益合計	—	467
特別損失		
投資有価証券評価損	—	※4 2,369
関係会社清算損	※5 444	—
有形固定資産売却損	—	※6 1,137
有形固定資産除却損	※7 556	※7 884
減損損失	—	※8 4,255
特別損失合計	1,001	8,646
税引前当期純利益	563,090	547,422
法人税、住民税及び事業税	90,055	79,033
法人税等還付税額	—	△12,048
法人税等調整額	1,435	8,203
法人税等合計	91,490	75,188
当期純利益	471,599	472,234

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 仕入		4,225	2.3	4,327	2.6
II 労務費		12,545	6.8	—	—
III サイト運用費	※	166,354	90.7	161,131	97.3
IV その他の経費		212	0.1	158	0.1
当期売上原価		183,338	100.0	165,616	100.0

(注) ※サイト運用費は主に、サーバー利用費及びサイト維持管理費であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	308,657	677,984	677,984	—	986,641	837	987,478
当期変動額							
当期純利益		471,599	471,599		471,599		471,599
自己株式の取得				△149,955	△149,955		△149,955
自己株式の処分		△68,054	△68,054	99,822	31,767	△327	31,440
自己新株予約権の消却							—
当期変動額合計	—	403,545	403,545	△50,133	353,411	△327	353,084
当期末残高	308,657	1,081,529	1,081,529	△50,133	1,340,053	509	1,340,563

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	308,657	1,081,529	1,081,529	△50,133	1,340,053	509	1,340,563
当期変動額							
当期純利益		472,234	472,234		472,234		472,234
自己株式の取得				△118,243	△118,243		△118,243
自己株式の処分							—
自己新株予約権の消却						△467	△467
当期変動額合計	—	472,234	472,234	△118,243	353,990	△467	353,523
当期末残高	308,657	1,553,764	1,553,764	△168,377	1,694,044	42	1,694,086

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	563,090	547,422
減価償却費	11,560	27,599
減損損失	—	4,255
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	726
受取利息	△148	△2,289
預り金失効益	△6,065	△3,396
補助金収入	—	△4,000
支払利息	768	3,258
支払手数料	599	472
新株予約権戻入益	—	△467
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	2,369
関係会社清算損益 (△は益)	444	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	1,137
有形固定資産除却損	556	884
売上債権の増減額 (△は増加)	13,831	△11,951
仕入債務の増減額 (△は減少)	485	6,785
未払金の増減額 (△は減少)	△149,319	10,866
その他の資産の増減額 (△は増加)	3,336	△74,475
その他の負債の増減額 (△は減少)	34,573	94,651
その他の損益 (△は益)	1,034	—
小計	474,748	603,848
利息の受取額	148	2,289
補助金の受取額	3,898	4,000
利息の支払額	△768	△3,309
法人税等の支払額	△81,577	△97,211
法人税等の還付額	—	12,048
営業活動によるキャッシュ・フロー	396,450	521,666
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20,501	△90,442
無形固定資産の取得による支出	△16,226	△2,400
子会社の清算による収入	9,555	—
敷金の差入による支出	△32,582	△50,340
敷金の回収による収入	26,839	7,509
資産除去債務の履行による支出	△616	△250
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,531	△135,922
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	400,000
長期借入金の返済による支出	△60,000	△113,336
自己株式の取得による支出	△150,555	△118,716
自己株式の処分による収入	31,440	—
その他	△1,464	△1,978
財務活動によるキャッシュ・フロー	△180,579	165,968
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	182,338	551,712
現金及び現金同等物の期首残高	1,120,162	1,302,500
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,302,500	※ 1,854,213

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得の建物及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～18年

構築物 10年～20年

工具、器具及び備品 4年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(ネット売上)

①広告売上

自社メディア「ジモティー」上の広告枠を提供し、広告収入を得る事業であります。顧客との契約上、広告の配信又はクリック等の特定のアクションが行われたことで当社の履行義務が充足されるものについて、当該時点により収益を認識しております。また、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね2ヶ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素及び重要な変動対価はありません。

②機能課金

自社メディア「ジモティー」において、ユーザー同士のマッチング向上を図るためのオプション機能を顧客に対し提供するものであります。顧客が当該オプション機能を利用、当社により当該オプション機能の履行義務が充足された時点で収益認識しております。

③DB連携

自社メディア「ジモティー」を通じ、顧客である広告主との契約により、ユーザーをデータベース上連携した契約先の外部サイトへ誘導し、当該ユーザーにより資料請求や契約等の特定アクションが行われることで履行義務が充足されるものについて、当該履行義務が充足された時点で収益認識しております。また、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね2ヶ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素及び重要な変動対価はありません。

(ジモスポ関連売上)

①リアル店舗型リユース事業

主に店舗で一般顧客へのリユース品の商品等の販売・譲渡を行うリユース事業であります。顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点において収益を認識しております。

②受託事業

自治体からの委託を受けてリユース関連業務を行う受託事業であります。契約に基づくリユース関連業務の提供について、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断しており、当該期間にわたり収益を認識しております。

③FC事業

主にフランチャイズ契約に基づき、ブランドの使用許諾、経営指導を行うFC事業であります。加盟店に対する加盟料及び継続的なサポートやブランドの使用許諾に係るロイヤリティについて、サービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるものと判断しており、当該期間にわたり収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
繰延税金資産	94,249	86,045

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の評価に際して、事業計画を基に、将来の課税所得の発生時期及び金額を見積もっております。事業計画上の売上、費用等に以下のような仮定を用いております。広告売上は、当事業年度以前の実績数値を基礎として、翌事業年度以降の広告市況を加味した広告単価、将来のページビュー数、また、ジモスポ関連売上は、当事業年度以前の実績数値及び社内の新規出店体制を基礎としたリアル店舗型リユース事業の店舗毎の売上高成長率、ジモティースポット出店計画を加味して策定しております。費用は、当事業年度以前の実績数値を基礎として、翌事業年度以降の施策等を加味して策定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である将来のページビュー数、広告単価は経済社会状況の変動によって影響を受ける可能性があり、また、リアル店舗型リユース事業の店舗毎の売上高成長率及びジモティースポットの出店計画の変更により、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示されていた54,190千円は、「未収入金」53,939千円、「その他」250千円として再構成しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度99%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	332,049千円	324,872千円
雑給	170,334	288,090
減価償却費	11,257	27,599
貸倒引当金繰入額	—	726

※3 新株予約権戻入益

第11回新株予約権の一部を無償取得し、消却いたしました。本利益は、当該消却に伴い発生したものであります。

※4 投資有価証券評価損

市場価格のない株式等について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落したことによるものであります。

※5 関係会社清算損

非連結子会社である株式会社ジモカーの清算によるものです。

※6 有形固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	—千円	1,137千円

※7 有形固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物	204千円	—千円
工具、器具及び備品	352千円	306千円
構築物	—千円	577千円

※8 減損損失の内容は次のとおりであります。

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物	東京都町田市	2,707千円
事業用資産	工具、器具及び備品	東京都町田市	1,547千円

(1) 資産をグループ化した方法

原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位（店舗）を基本としてグループ化しております。

(2) 減損損失の計上に至った経緯

「ジモティースポット町田店」において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4,255千円）として特別損失に計上いたしました。

(3) 回収可能価額の算定方法

減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないことから、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,985,413	—	—	4,985,413
合計	4,985,413	—	—	4,985,413
自己株式				
普通株式 (注) 1. 2.	—	98,400	65,500	32,900
合計	—	98,400	65,500	32,900

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加98,400株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少65,500株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
2021年第11回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	509
合計	—	—	—	—	—	509

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	4,985,413	4,985,413	—	9,970,826
合計	4,985,413	4,985,413	—	9,970,826
自己株式				
普通株式 (注) 1. 3.	32,900	162,154	—	195,054
合計	32,900	162,154	—	195,054

(注) 1. 当社は、2025年7月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式数の増加4,985,413株は、株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加162,154株は、株式分割による増加32,900株、取締役会決議に基づく市場買付による増加129,200株及び単元未満株式の買取りによる増加54株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
2021年第11回ストック・ オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	42
合計	—	—	—	—	—	42

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,302,500千円	1,854,213千円
現金及び現金同等物	1,302,500	1,854,213

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内	26,548	2,212
1年超	2,212	—
合計	28,761	2,212

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクを伴っております。

敷金及び保証金は、本社オフィス及びジモティースポット賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、財務基盤の安定化を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。返済期限は最長で決算日後4年4ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、社内規程に従い、管理部門が適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。投資有価証券については、管理部門が定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち23.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（※4. をご参照ください。）

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	36,556	36,537	△18
資産計	36,556	36,537	△18
長期借入金(※3)	75,000	75,000	—
負債計	75,000	75,000	—

当事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	68,591	64,743	△3,848
資産計	68,591	64,743	△3,848
長期借入金(※3)	361,664	361,664	—
負債計	361,664	361,664	—

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）「買掛金」「未払金」「預り金」「未払費用」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※3）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※4）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	前事業年度	当事業年度
非 上 場 株 式	2,369	0

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,302,500	—	—	—
売掛金	161,458	—	—	—
敷金及び保証金	1,540	29,076	5,940	—
合計	1,465,499	29,076	5,940	—

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,854,213	—	—	—
売掛金	173,409	—	—	—
敷金及び保証金	932	53,016	14,643	—
合計	2,028,555	53,016	14,643	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	60,000	15,000	—	—
合計	60,000	15,000	—	—

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	95,000	266,664	—	—
合計	95,000	266,664	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成させる当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	36,537	—	36,537
資産計	—	36,537	—	36,537
長期借入金	—	75,000	—	75,000
負債計	—	75,000	—	75,000

当事業年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	64,743	—	64,743
資産計	—	64,743	—	64,743
長期借入金	—	361,664	—	361,664
負債計	—	361,664	—	361,664

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、返還額を国債利回り等適切な利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価の算定は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社及び関連会社株式

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。なお、株式会社ジモカーは2024年9月3日開催の同社における臨時株主総会において、解散を決議し、2025年1月7日に清算終了しております。

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年12月31日)

その他有価証券(貸借対照表計上額は投資有価証券2,369千円)については、非上場株式であるため、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2025年12月31日)

その他有価証券(貸借対照表計上額は投資有価証券0千円)については、非上場株式であるため、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

当事業年度において、その他有価証券の株式2,369千円について減損処理を行っております。これは、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと判断したことによるものであります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による消却により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
新株予約権戻入益	—	467

3. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2021年第11回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名 退任者・退職者 1名(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,019,400株
付与日	2021年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年4月30日～2031年4月29日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、2025年7月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、調整後の株式数を記載しております。

2 付与対象者の区分及び人数は、当事業年度末現在の状況を記載しております。なお、2025年7月7日付で取締役1名への譲渡を承認しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2021年第11回
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	1,019,400
権利確定	—
権利行使	—
失効	934,400
未行使残	85,000

(注) 1. 2025年7月1日付で1株につき2株に株式分割を行っており、調整後の株式数を記載しております。

2. 2025年7月7日付で第11回新株予約権の一部（4,672個、株式数934,400株相当）について、無償取得および消却を行っております。

② 単価情報

	2021年第11回
権利行使価格 (円)	1,105
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	0.5

(注) 2025年7月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、調整後の行使価格を記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	871千円	936千円
未払事業税	4,268	3,985
ソフトウェア	3,934	2,974
投資有価証券評価損	9,051	10,064
税務上の繰越欠損金(注)2	191,992	107,317
フリーレント賃料	1,483	—
資産除去債務	2,229	4,510
減損損失	—	1,341
貸倒引当金	—	228
その他	—	256
繰延税金資産小計	213,830	131,616
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△109,081	△25,714
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△9,051	△17,306
評価性引当額小計(注)1	△118,133	△43,020
繰延税金資産合計	95,697	88,595
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,447	△2,550
繰延税金負債合計	△1,447	△2,550
繰延税金資産純額	94,249	86,045

(注) 1. 税務上の繰越欠損金が減少したため、評価性引当額に重要な変動が生じております。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	75,080	116,847	—	—	—	64	191,992
評価性引当額	—	△109,017	—	—	—	△64	△109,081
繰延税金資産	75,080	7,829	—	—	—	—	(※2) 82,910

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しており、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、「税効果会計に係る会計基準」等に準拠し、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の一時差異等スケジューリングの結果、回収可能と判断したためであります。

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	107,253	—	—	—	—	64	107,317
評価性引当額	△25,650	—	—	—	—	△64	△25,714
繰延税金資産	81,603	—	—	—	—	—	(※2) 81,603

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しており、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、「税効果会計に係る会計基準」等に準拠し、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の一時差異等スケジューリングの結果、回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.2
評価性引当額の増減	△14.6	△13.7
住民税均等割	0.2	0.5
税額控除	—	△1.9
法人税等還付税額	—	△2.2
その他	—	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.2	13.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は、軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2～10年とし、割引率は0.143～1.617%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	919千円	7,281千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,273	7,338
時の経過による調整額	8	103
資産除去債務の履行による減少額	△919	△129
その他増減額（△は減少）	—	△283
期末残高	7,281	14,310

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、クラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
ネット売上	1,603,309	1,464,105
ジモスポ関連売上	170,703	467,939
顧客との契約から生じる収益	1,774,013	1,932,044
その他の収益	3	—
外部顧客への売上高	1,774,017	1,932,044

(注) 当社は、当事業年度より、事業の実態及びサービス間の関連性をより明確に表示するため、収益の分解情報の表示方法を変更しております。具体的には、従来「その他売上」に含めておりました「ジモスポ関連売上」については、事業規模の拡大に伴い重要性が増したため、独立した区分として表示しております。

これに伴い、独立させた「ジモスポ関連売上」以外の売上(従来の「広告売上」「マーケティング支援売上」及び「その他売上」の残り)については、当社のインターネット関連事業として「ネット売上」に統合して表示する方法に変更いたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の顧客との契約から生じる収益の分解情報については、変更後の区分に組替えて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
契約負債(期首残高)	41,988	62,742
契約負債(期末残高)	62,742	104,231

契約負債は、主にサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、62,742千円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Google Asia Pacific Pte.Ltd.	662,616

(注) 当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Google Asia Pacific Pte.Ltd.	527,097

(注) 当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当事業年度において、固定資産の減損損失4,255千円を計上しておりますが、当社はクラシファイドサイト事業運営の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- (2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	135.29円	173.29円
1株当たり当期純利益	47.74円	47.71円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	47.55円	－円

- (注) 1. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	471,599	472,234
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	471,599	472,234
普通株式の期中平均株式数(株)	9,878,306	9,897,115
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	－	－
普通株式増加数(株)	39,502	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第11回新株予約権 (普通株式 1,019,400株)	第11回新株予約権 (普通株式 85,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物	21,073	53,437	3,229 (2,707)	71,282	15,517	9,816	55,764
構築物	1,116	2,142	508	2,750	229	238	2,521
工具、器具及び備品	28,465	43,174	4,779 (1,547)	66,859	32,525	13,795	34,334
有形固定資産計	50,655	98,754	8,518 (4,255)	140,891	48,271	23,850	92,620
無形固定資産							
ソフトウェア	20,169	2,400	—	22,569	8,309	3,645	14,259
ソフトウェア仮勘定	800	1,600	2,400	—	—	—	—
無形固定資産計	20,969	4,000	2,400	22,569	8,309	3,645	14,259
長期前払費用	3,506	11,370	1,508	13,368	5,011	3,977	8,356

- (注) 1. 建物の当期増加額の主な内容は、ジモティースポット開設に伴う内装工事等の費用に係るものであります。
2. ソフトウェアの当期増加額の主な内容は、ジモティーサイトのソートロジック改修となります。
3. 工具、器具及び備品の当期増加額の主な内容は、ジモティースポット開設に伴う備品等及び従業員が使用するパソコンの購入に係るものであります。
4. 長期前払費用の当期増加額の主な内容は、ジモティースポット開設に伴う店舗賃貸借契約における礼金の費用に係るものであります。
5. 当期減少額のうち、() 内は内書きで減損損失の計上額であります。
6. ソフトウェアの当期首残高及び当期末減価償却累計額又は償却累計額について、従来、重要性が乏しいため記載を省略していた資産を含めて記載しております。なお、当該資産は前期以前に減価償却が完了しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	60,000	95,000	1.37	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,000	266,664	1.37	2030年
合計	75,000	361,664	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	80,004	80,004	80,004	26,652

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	726	—	—	726

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	
小口現金	4,949
預金	
普通預金	1,849,263
合計	1,854,213

b. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
Google Asia Pacific Pte.Ltd.	41,177
Meta Platforms Ireland Limited	17,574
世田谷区	17,475
ByteDance Pte. Ltd.	8,055
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	6,622
その他	82,503
合計	173,409

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期貸倒高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (E)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
161,458	1,654,479	1,642,268	259	173,409	90.4	36.9

② 流動負債

買掛金

相手先	金額（千円）
中日販売株式会社	8,157
クラスメソッド株式会社	3,841
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	2,958
株式会社システムウェーブ	621
株式会社アクリート	545
その他	340
合計	16,463

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	449,350	945,067	1,420,449	1,932,044
税引前中間（当期）（四半期）純利益（千円）	125,913	284,180	402,567	547,422
中間（当期）（四半期）純利益（千円）	88,426	236,750	317,357	472,234
1株当たり中間（当期）（四半期）純利益（円）	8.93	23.90	32.04	47.71

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益（円）	8.93	14.97	8.14	15.69

- (注) 1. 前事業年度より、金融商品取引法の一部改正に伴い、第1四半期及び第3四半期に係る四半期報告書の提出に代えて、四半期決算短信を開示しております。
2. 第1四半期及び第3四半期に係る各数値については、金融商品取引所規則に基づき作成した四半期財務情報（期中レビュー未受領）を記載しております。
3. 第2四半期については、金融商品取引法に基づき期中レビューを受けた中間財務諸表の数値を記載しております。
4. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり中間（当期）（四半期）純利益」及び「1株当たり四半期純利益」については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://jmtty.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第15期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年2月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年3月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年3月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

自己株券買付状況報告書（自 2025年11月1日 至 2025年11月30日）2025年12月15日関東財務局に提出

自己株券買付状況報告書（自 2025年12月1日 至 2025年12月31日）2026年1月7日関東財務局に提出

自己株券買付状況報告書（自 2026年1月1日 至 2026年1月31日）2026年2月2日関東財務局に提出

自己株券買付状況報告書（自 2026年2月1日 至 2026年2月28日）2026年3月16日関東財務局に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月25日

株式会社ジモティー

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 利 昌
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 城 山 智 之
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジモティーの2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジモティーの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産 86,045千円が計上されている。注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は 88,595 千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額 131,616 千円から評価性引当額 43,020 千円を控除したものである。 当該繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニングに基づき判断される。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、このうち収益力に基づく将来の課税所得の見積りは、経営者が作成した事業計画に基づいて行われる。 当該事業計画に含まれる将来のネット売上のうち広告売上には、広告単価及びページビュー数、またジモスポ関連売上には、出店計画及びリアル店舗型リユース事業の店舗毎の売上高成長率といった経営者による高度な判断を伴う主要な仮定が用いられていることから、将来課税所得の見積りの不確実性が高い。 以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 （１）内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に将来の課税所得の見積りに関する内部統制に焦点を当てた。 （２）繰延税金資産の回収可能性の評価の合理性の検討 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における企業の分類について、過去及び当期の課税所得、重要な税務上の繰越欠損金の発生状況等に基づき、その妥当性を検討した。 ・将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画について経営者に質問をし、主要な仮定である広告売上の構成要素である広告単価及びページビュー数、ジモスポ関連売上の構成要素である出店計画及びリアル店舗型リユース事業の店舗毎の売上高成長率について理解した。 ・過年度の課税所得の見積りに用いられた事業計画と実績数値の比較を行い、見積りの精度を評価した。 ・広告売上の構成要素となる広告単価及びページビュー数の予測に関する仮定について、過去の実績推移を踏まえ予測の合理性を検討するとともに、外部データとの整合性を検討した。 ・ジモティースポットの出店計画に関する仮定について、過去のフランチャイズ契約締結状況及び店舗出店実績を踏まえ予測の合理性を検討するとともに、翌事業年度における出店候補地に係る資料等を閲覧しその実現可能性を評価した。 ・ジモスポ関連売上のリアル店舗型リユース事業の店舗毎の売上高成長率に関する仮定について、過去実績を踏まえ予測の合理性を検討するとともに、他店舗成長実績、外部データ等との整合性を検討した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消見込み年度のスケジュールリングについて、過年度及び当事業年度の課税所得計算における申告調整内容との整合性を確認した。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年3月27日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジモティーの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジモティーが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。